議案第２０４号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成１３年さいたま市条例第２８１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］ ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第２７条　［略］ ２　［略］
（固体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］ ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第２８条　［略］ ２　［略］
（気体燃料を使用する器具） 第２９条　［略］ ２　［略］ ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第２９条　［略］ ２　［略］

（電気を熱源とする器具） 第３０条　［略］ ２　［略］ ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第２７条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第３０条　［略］ ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。